

第64回接続料の算定等に関する研究会 当社ご説明資料

ソフトバンク株式会社
2022年11月15日

卸役務に関する規律と当社の遵守状況

MVNOへの卸役務提供に際しては現行においても以下ガイドラインが存在
当社はガイドラインに沿った提供義務や情報開示を実施
また、MVNOより要望があれば都度真摯に協議に応じている

【MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(MVNOガイドライン)】

■ 提供義務に関する規定

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない(事業法第6条)。

そのため、MNOは、MVNOから**他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない**。ただし、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務付けられていない。なお、MNOが認定電気通信事業者である場合は、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない(事業法第121条)。

■ 情報開示に関する規定

MVNOが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、MVNOの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNOにおいて、**卸電気通信役務に関する標準プラン**(標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件をいう。以下同じ。)を**策定する等の情報開示を行う**ことが望ましい。なお、MNO及びMVNOは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

特定卸役務に関する議論にあたっては、 下記実態も踏まえ、過度な規制とならないよう留意が必要

1. 先述のとおりMVNOへの卸役務の提供にあたってはMVNOガイドラインを遵守し、またMVNOより要望があれば都度協議に応じていること
2. 『指定電気通信設備の利用にあたっては、料金等の提供条件について厳格なルールが適用される「接続」と、原則非規制の「卸役務」の形態が並立することにより、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた』*こと
3. 卸役務の最大の特徴は相対協議の中での柔軟なサービス設計・提供であり、個別の事業者間協議を過度に妨げるべきではないこと

*「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(令和元年12月)より

論点1-①：特定卸役務の範囲

【論点】

- 電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、特定卸電気通信役務の対象から除外することが適当な卸電気通信役務にはどのようなものがあるか。
- 電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして、特定卸電気通信役務に指定することが適当な卸電気通信役務にはどのようなものがあるか。例えば、固定通信市場ではF T T Hアクセスサービス、移動通信市場では携帯電話サービスや全国B W Aサービスを含むことが考えられるのではないか。
- 特定卸電気通信役務のうち、同役務を提供する電気通信事業者自身が提供していない役務の形態については、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、対象から除外することが考えられるのではないか。

【当社の考え】

■ 基本的な考え方

- 前提として、特定卸役務に指定されなくとも、当社は指定設備卸役務として、当社がユーザに提供する役務は原則MVNOにも提供し、適宜情報提供も行うほか、MVNOとの協議に真摯に対応
- MVNOガイドライン上、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスはアンバンドルされること、また、後段の情報開示において接続料相当額の扱いが論点であることから、**アンバンドル機能をベースに指定する範囲を検討すべき**

■ 特定卸役務から除外すべきもの

- MNOが**自社ユーザに提供していない役務**
- ユーザへの役務提供にあたって必須(基本機能)ではない**付加サービス**(留守番電話サービス、データシェアなど)
- 役務提供の**終了見込のサービス等継続的に加入者の数が少ないと見込まれるサービス**

論点1-②：提示される情報の範囲

【論点】

- 卸先事業者への事前の情報提示を義務づけるべき「協議の円滑化に資する事項」にはどのようなものがあるか。例えば、接続料相当額、回収が見込まれている費用項目が考えられるのではないか。

【当社の考え】

- 上記論点で例示の通り、接続料の設定がある場合の**接続料相当額**、卸料金と接続料相当額の差分で**回収が見込まれている費用項目**とすることが適当
- MVNO委員会殿主張の「協議の端緒になり得る情報」は、指定設備卸役務全般についてのご指摘と理解しており、開示できる状況になればMVNOの要望に応じて情報提供する考え

論点1-③：役務提供/情報の提示を拒める正当な理由の範囲

【論点】

- 役務提供を拒める「正当な理由」の範囲としてどのようなものが考えられるか。接続の場合には、電気通信事業法第32条等において、接続の請求を拒める「正当な理由」を規定しており、同様とすることが考えられるのではないか。
- 情報の提示を拒める「正当な理由」の範囲としてどのようなものが考えられるか。

【当社の考え】

■ 役務提供を拒める「正当な理由」の範囲について

- 上記論点で例示の通り、接続と同様に電気通信事業法32条等における「正当な理由」の規定を準用することが適当

■ 情報の提示を拒める「正当な理由」の範囲について

- MVNOが接続で自社プラン・サービスを提供する際に参考になり得るMNOの自社プラン・サービスの設計に関する営業機密情報(プラン毎の平均利用データ量・原価及びそれらを推計可能な情報等)
- 個別のMVNOと相対で提供している条件等NDA対象のもの など

論点2-②：モバイル音声卸の標準的な料金の公表について

【論点】

- 全ての第二種指定設備設置事業者が公表することを前提とすれば、モバイル音声卸の標準的な料金を公表することができるのではないか

【当社の考え】

- 料金公表に関しては①MVNO側で複数社の料金を比較できること、②参入事業者がすぐに情報を得られることの2点が重要と理解。ただし、現行でも下記の通りMVNOが必要な情報は適時適切に入手可能であり、問題は生じていない認識
 - 標準プランは、MVNOが共通的にアクセスできる当社のファイル共有サービスを介して開示しているため、各社は同時期に同内容を把握可能
 - 新規接続を要望する事業者に対しては、既定のNDAを早期に締結後、速やかに標準的卸プランを提示
- また、接続料の算定等に関する研究会等における検証等、政策決定や評価のプロセスにおいては都度卸料金を提示しており、適切な政策の決定・評価がされている
- 以上に加え、通常の商慣習的にも仕入れ額を公表することは不自然であり、公表する意義はないと考える

【論点】

- 指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展はあったか

【当社の考え】

- サービス開始1年後の2018年12月に音声卸料金の値下げを表明し、これまで3回の値下げを実施
- 今後も接続料算定と同時期に毎年度料金見直しを検討

【音声卸料金推移】

構成員限り

まとめ(特定卸役務に関する論点)

論点1-①： 特定卸役務の範囲

- アンバンドル機能をベースとした指定範囲の検討
- 以下は対象外とすることが適当
 - MNOが自社ユーザに提供していない役務形態
 - 付加サービス(留守番電話サービス、データシェアなど)
 - 役務提供終了見込や継続的に加入者数が少ないサービス

論点1-②： 情報提示の範囲

- 接続料相当額
- 卸料金と接続料相当額の差分で回収が見込まれている費用項目(もしくは卸料金の算定の考え方)

論点1-③： 役務及び情報の提供拒否事由

- 役務提供拒否事由は接続と同様
- 具体例としてはMNO自社プラン・サービス設計に係る営業機密情報(プラン毎の平均利用データ量・原価やそれらを推計可能な情報等)、個別事業者とのNDA情報等